

平成29年10月18日

乾式複写機の設置をする者の募集について（公告）

国有財産事務分掌者

山口地方裁判所長 金村敏彦

山口地方裁判所庁舎等の一部において、有償による国有財産の使用許可を受け、乾式複写機を設置する方を募集します。応募しようとする方は、下記の要領により、企画提案書を提出してください。

記

1 件名

山口地方裁判所庁舎等における国有財産の使用許可（乾式複写機の設置）の相手方の選定

2 募集の趣旨

事件記録等の謄写の用に供するために、山口地方裁判所庁舎等の一部について、乾式複写機を設置させる前提で使用許可（有償）をするに当たって、使用許可を受けようとする者（法人であると個人であるとを問わない。）を広く募集し、提出された企画提案書の優劣により使用許可をする相手方を選定することを目的とするものである。

3 参加資格

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

4 使用許可をする場所

- (1) 山口県山口市駅通り 1 丁目 6 番 1 号
山口地方裁判所庁舎
 - ア 1 階 閲覧謄写コーナー（訴訟受付（地裁民事））
 - イ 1 階 物件明細閲覧室
- (2) 山口県周南市岐山通 2 丁目 5 番地
山口地方裁判所周南支部庁舎
 - 1 階 民事書記官室
- (3) 山口県萩市大字江向 4 6 9 番地
山口地方裁判所萩支部庁舎
 - 1 階 事務室
- (4) 山口県岩国市錦見 1 丁目 1 6 番 4 5 号
山口地方裁判所岩国支部庁舎
 - 1 階 執行破産書記官室
- (5) 山口県下関市上田中町 8 丁目 2 番 2 号
山口地方裁判所下関支部庁舎
 - ア 1 階 民事受付、再生・破産書記官室
 - イ 2 階 物件明細閲覧室
- (6) 山口県宇部市琴芝町 2 丁目 2 番 3 5 号
山口地方裁判所宇部支部庁舎
 - 1 階 民事刑事書記官室

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

5 使用許可の条件内容

使用許可を受けた者は、使用許可を受けた場所において、自らが提出した企画提案書の内容に従い、乾式複写機を設置する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

6 企画提案書の作成及び提出に係る事項

(1) 企画提案募集要領の交付

ア 交付期間

平成 29 年 10 月 18 日（水）から同年 10 月 31 日（火）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

イ 交付場所

山口地方裁判所事務局会計課管理係

山口県山口市駅通り 1 丁目 6 番 1 号 電話 083(922)9152

ウ 交付方法

イの交付場所において無料にて交付する（郵送又は電送による交付申込みは受け付けない。）。

(2) 企画提案書の提出方法等

ア 提出期間

平成 29 年 11 月 8 日（水）から同年 11 月 16 日（木）まで（ただし、土曜日、及び日曜日を除く。）の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

イ 提出場所

記6(1)イの交付場所と同じ

ウ 提出方法

イの提出場所に持参する方法による(郵送又は電送による提出は受け付けない。)

エ 提出部数

3部

7 質問及び回答

- (1) 本件の応募又は企画提案書の作成及び提出に関する質問は、次の提出期限まで、書面により受け付けるので、提出場所に持参又は送付する(FAX送信可。FAX番号:083-928-3244)。

なお、手続及び企画提案書の形式についての質問は、記6(1)イの交付場所に電話で問い合わせても差し支えない。

ア 質問書の様式 日本工業規格A列4番の用紙を用いる。

イ 提出期限 平成29年10月31日(火)午後5時まで

ウ 提出場所 記6(1)イの交付場所と同じ

- (2) 回答書は、平成29年11月7日(火)までに適宜の方法(手交又はFAX送信等)にて交付する。

8 使用許可をする相手方を選定するための手順

- (1) 提出した企画提案書が次の一つに該当する応募者は欠格とする。

ア 提出場所、提出期限又は提出方法が記6(2)に適合しないとき。

イ 企画提案募集要領に指定する作成様式又は記載上の留意事項に適合しないとき。

ウ 虚偽の内容が記載されているとき。

- (2) 欠格とされなかった応募者から提出された企画提案書について評価し、最も評価が高い企画提案書を提出した応募者を使用許可の相手方として選定する。

詳細は企画提案募集要領を参照のこと。

9 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

- (2) 提出された企画提案書は返却しない。

- (3) 企画提案書の作成及び提出並びに本件に応募することに関わる費用は、すべて応募者の負担とする。

- (4) 提出された企画提案書の内容を確認するため、必要に応じて個別にヒアリングを実施することがある。